

訴 追 請 求 状

2010年6月14日

裁判官訴追委員会御中

東京都中野区本町2-20-13 若葉ハイツ14号

竺原 光江

03-3373-7230

下記の裁判官について、弾劾による罷免の事由があると思われるので、責任を訴追し、治療費（口内炎発病）の支払いを求める。

記

1. 罷免の訴追を求める裁判官

東京地方裁判所 岩井伸晃裁判官

2. 訴追請求の事由

「平成20年行ウ403号 原子力発電所及び関連施設の新設撤廃等請求事件」の補正命令において、訴追請求人（原告）の訴状が受理されない可能性がある指導を行った。

【2008/7/2】

「平成20年行ウ403号 原子力発電所及び関連施設の新設撤廃等請求事件」の訴状を提出。このとき、訴追請求人のミスで、訴える相手を「代表者 法務大臣 鳩山邦夫」とし、「被告 国」を書き忘れたまま提出してしまう（甲第1号証）。

【2008/7/11】

裁判所からFAXで「質問回答書（甲第2号証）」が届く。その質問内容は「訴状には被告の記載が明示されていないが、本件訴状の請求の趣旨1項の対象とされている行為の主体は国であると考えられ、また

同 2 項の内容が前記第 1 の 2 のとおり、資源エネルギー庁長官の行為を請求の原因とするのであれば、国家賠償法 1 条により、当該請求について被告となるのは当該公務員が属する国又は公共団体（本件においては国）であると解されるので、本件で被告となるのは、請求の趣旨 1 項、2 項を通じて、国であると解されるが、これでよいか」との質問であった。このとき、訴追請求人はまだミスに気づかず、何故、このような質問がくるのかわからなかったので、次のように回答した。

『被告は、資源エネルギー庁長官と歴代長官の方々です。損害賠償の支払いは、結果的には、資源エネルギー庁という組織になります。行政裁判は「法務大臣が代表者となる」と聞きましたので、そのように表紙に記しました。しかし、例えば、官僚が建設事業で談合した場合、捕まるのは官僚であって、上司という理由で、大臣が逮捕されるわけではありません。今回のケースも同様です。また「原告が被告を選ぶ」と法律相談所で伺っています。今回は、官僚の責任を問うことが重要視されますので、被告は、資源エネルギー庁及び歴代長官の方々でとなります。ですから、国家賠償法 1 条の 1 項に基づき、一旦、代表者を大臣と致しますので、国家賠償法 1 条の 2 項の「求償権」を活用し、資源エネルギー庁長官及び歴代長官が対応するような流れでお願い致します』

【2008/7/15】

裁判所から「補正命令（甲第 3 号証）」が郵送で届く。その内容の一部には「請求の趣旨 1 に係る被告が、他の者であれば、法務大臣は代表者とならないので、当事者の表示の欄に、その者を被告として記載し・・・」とあった。

【2008/7/15～23 まで】

訴追請求人は悩み続けた。「手続き上、資源エネルギー庁長官と記せなかったために、代表者を法務大臣と記したのに、何が問題なのだろうか」。そして、気がついた。「この裁判官は、私が資源エネルギー庁長官と表紙に記したら、訴状を受理しないつもりでいる。裁判ができな

くなるようにしむけている」。しかし、最後は、自分の「被告 国」の記載漏れがあったことに気がついたので、表紙を補正して提出。

【2008/7/15～10/31 まで】

裁判官の対応に悪意が含まれていたのではないかという疑問が消えなかったので、東京地方裁判所や最高裁判所に審査請求書を送るなどしたが、どちらも相手にしてくれなかった。東京地方裁判所事務局総務課からは、10月28日付けで「審査請求の対象となる不作為には当たりません」との回答を郵送で受けた。

【2008/11/21】

10月28日以降、口の中に痛みが生じはじめたが、ひきはじめの風邪だと勘違いして放っておいた。しかし、悪化せず、かつ治りもしないため、友人に何気なく口の中の痛みのことを話すと「口内炎ではないか」と言われた。そして、11月21日に中野サンブライトクリニックで診察を受けた結果、「口内炎」と診断される(甲第4号証)。風邪の診断は受けておらず、ストレスによるものである。

【2009/4/21】

公判中に裁判官より謝罪を受ける。「反省している」「不愉快な思いをさせてしまった」と言われる。

「補正命令」における裁判官の指導方法には悪意が感じられてならない。実際に、過去に表紙の記載ミスで陳情が受け入れられなかったケースは存在し、その受け入れを求めた裁判でも原告は敗訴している。その判例は、「文書作成者の氏名の記載を必要とする文書の受理権限者は、文書受理に際し、文書作成者の氏名として本名または社会的に定着している特定名称が記載されているか否かに関して注意を払うのが基本である。そして、注意を払った結果、当該文書に本名または社会的に定着している特定名称が記載されていないことが明らかである場合には、当該文書を受理しないことができるものと解せられる(青梅簡易裁判所平成15年(八)第152号平成15年10月28日判決)」である。訴追請求人も同じように、資源エネルギー庁長官の名を表紙に記せば、記載ミスということで裁判が受けられなか

った可能性が高い。訴追請求人にとって、その不利益は大きく、将来的にも悪い影響を及ぼしかねない。裁判官なのだから、補正命令のような質問が将来もたらす結果も熟知していたはずである。国民の権利を剥奪しかねない裁判官の指導は処分に値する。

最後は公判中に裁判官から謝罪を受けたが、最終的な判決文からみると、明らかに原告の主張を最初から無視していることが伺えた。

現在、訴追請求人は 2 つの裁判をしており、高等裁判所に控訴中である。1 つ目は「平成 20 年行ウ 403 号 原子力発電所及び関連施設の新設撤廃等請求事件」、2 つ目は「平成 21 年行ウ 153 号 政策調整義務付け請求事件」である。そのどちらとも、地方裁判所で 2010 年 3 月 30 日に判決を迎えている。どちらも敗訴ではあったが、それは到底納得できるようなものでなく、どちらの裁判も訴追請求人が重視してきた法律がまったく判断されていないものであった。さらには、別の法律の違法性については解釈の間違いさえあり、しかも不適法の理由もよく理解できなかった。このようなことから鑑みても、裁判官の裁判官たるあり方には大きな疑問が残る。2 年近く時間をかけて行ってきた審理を無視し、公判をまったく意味のないものにしてしまっている。

これらのことから、岩井裁判官は裁判官としてふさわしくないため、責任を追及する。しかし、訴追請求人にも当初の記載ミスがあったため、罷免でなくてもよく、停職処分でもかまわない。

本来であれば、慰謝料の請求も行いたいところであるが、訴追請求人の記載ミスもあり、公判中の謝罪もあるため、慰謝料の請求は行わないものの、岩井裁判官が今後他の人に与える悪影響には心配が残るため、「何故、補正命令のような原告に大きな不利益を与える書面にしたのか」、その非行をしっかりと調べて欲しい。なお、治療費は実際にかかっているのだから、支払っていただきたい。岩井裁判官も過ちを認めているのだから、実費の支払いくらいは当然のことである。かかった費用は 3450 円（甲第 5 号証：内訳 / 診

察代 1020 円 + 診断書代 2100 円 + 薬代 330 円)である。なお、支払いがない場合は、国家賠償も検討して、その支払いを求める。

以上